

事務局資料「国際会計基準への対応」

2023年4月7日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

会計基準を巡る変遷

2007年

ASBJ及びIASB「東京合意」

- 日本の会計基準をIFRSに収斂（コンバージェンス）させる方針

2009年

企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱い（中間報告）」

- IFRS強制適用も視野に入れながら、IFRS任意適用を開始
- 連結財務諸表のみIFRSを適用（連結先行/ダイナミックアプローチ）
- 米国会計基準の使用期限（2016年3月末）の設定（中間報告では言及なし）

2011年

金融担当大臣談話「IFRS適用に関する検討について」

- 当面はIFRSの強制適用はない
- 米国会計基準の使用期限の撤廃

2013年

企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針（当面の方針）」

- IFRS強制適用の是非については未だ判断すべき状況になく、IFRS任意適用企業の積上げが重要
- 任意適用要件の緩和
- 修正国際基準（JMIS）の導入（4基準並存状態は大きな収斂の中での一つのステップと位置付け）
- 単体開示の簡素化（開示負担の軽減）

2014年
以降

政府の成長戦略/金融庁行政方針

- IFRS任意適用企業の拡大促進
- IFRSに関する国際的な意見発信
- 日本基準の高品質化
- 国際的な会計人材の育成

会計基準を巡る取り組み

IFRS任意適用企業の拡大促進

- 我が国におけるIFRS任意適用企業拡大に係る主な施策等
 - ・ JPX日経インデックス400の導入〔東京証券取引所、2014年1月〕
 - ・ 会計基準の選択に関する基本的な考え方の開示〔東京証券取引所、2015年3月期～〕
 - ・ IFRS適用レポートの公表〔金融庁、2015年4月〕
 - ・ IFRSに基づく連結財務諸表等の開示例の公表〔金融庁、2016年3月・7月〕
 - ・ 銀行法施行規則等の改正〔金融庁、2017年11月〕
 - ・ 保険業法施行規則等の改正〔金融庁、2023年3月〕

IFRSに関する国際的な意見発信

- 企業会計基準委員会における「のれん」及び「リサイクリング」に係る意見発信
 - ・ 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)及びイタリアの会計基準設定主体(OIC)と連名で、のれんに係る共同ディスカッション・ペーパーを公表〔2014年7月〕
 - ・ のれんに係るリサーチ・ペーパーを公表〔2015年5月、2016年10月、2017年6月〕
 - ・ JMIS(のれん、その他の包括利益のリサイクリングの修正)を公表〔2015年6月〕
 - ・ 香港公認会計士協会スタッフと共同で、のれんに係る共同リサーチ・ペーパーを公表〔2020年3月〕
 - ・ 国際会計基準審議会(IASB)公表のディスカッション・ペーパーに対して、のれんの償却の再導入を求めるコメントレターを提出(日本証券アナリスト協会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会からもコメントレターを提出)〔2020年12月〕

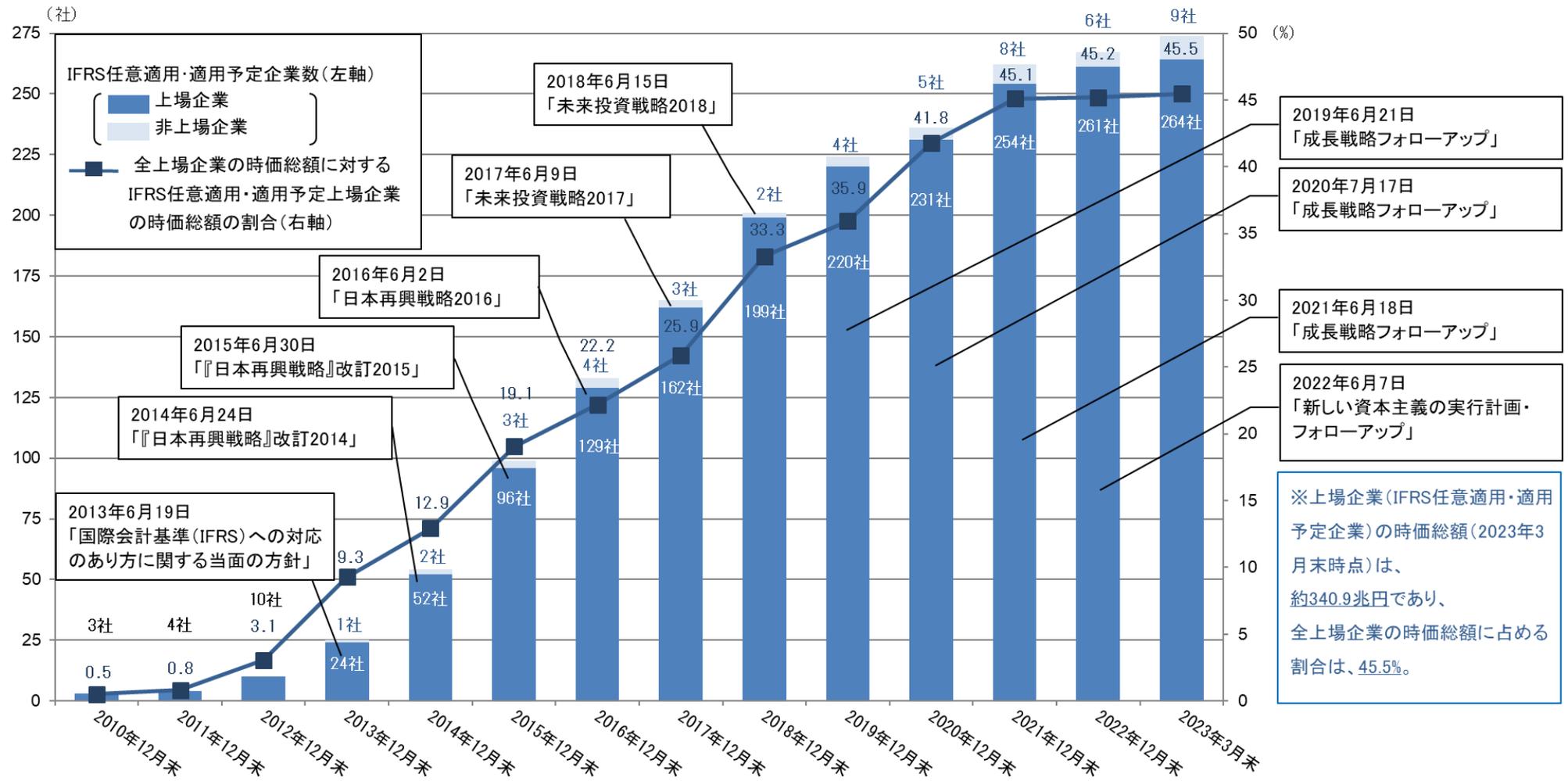
日本基準の高品質化

- 企業会計基準委員会における昨今の基準開発状況
 - ・ 日本基準を国際的に整合性した会計基準とするため、「収益認識に関する会計基準」〔2018年3月〕を策定したほか、「中期運営方針」〔2022年8月〕において、「金融商品」、「リース」、「保険契約」に係る取り組み等を公表
 - ・ 経済環境の変化に対応した取り組みとして、暗号資産に関する会計基準等を策定〔2018年3月〕

国際的な会計人材の育成

- 財務会計基準機構における国際会計人材育成に係る施策
 - ・ 会計人材開発支援プログラムの実施〔2012年1月～〕
 - ・ 国際会計人材ネットワーク(現在:国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク)の構築〔2017年4月～〕

我が国におけるIFRS任意適用企業の拡大（2023年3月末時点：273社）



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。
 ※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

我が国における国際会計基準への対応のあり方

□ 我が国における国際会計基準を巡る環境変化

○ 我が国におけるIFRS任意適用企業の拡大

- 2013年、「当面の方針」を公表以降、「IFRS任意適用企業数」及び「全上場企業の時価総額に占める割合」は増加したものの、直近において伸び率は鈍化傾向がみられる。
 - 「当面の方針」公表時(2013年5月末時点):IFRS任意適用企業数(予定企業含む)は、20社、全上場企業の時価総額に占める割合は、約7%
 - 現在(2023年3月末時点):IFRS任意適用企業数(予定企業・非上場企業を含む)は、273社、全上場企業の時価総額に占める割合は、約45%

○ 国際的な会計基準に係る議論の変化 等

- 企業会計基準委員会において、JMISやリサーチペーパー等を用いて意見発信を行ってきたものの、のれんの会計処理については、米国財務会計基準審議会(FASB)及び国際会計基準審議会(IASB)において、我が国の会計基準と収斂しない方向で暫定決定がなされた。
 - 2022年6月、FASBはのれんに関するプロジェクトについて、優先順位を下げ、基準開発から除外することを暫定決定。
 - 同年11月、IASBにおいては、のれんの会計処理について非償却(減損のみ)を継続することを暫定決定。

□ 我が国における国際会計基準への対応のあり方

- 2013年、企業会計審議会が「当面の方針」を公表して以降、約10年が経過しており、我が国における任意適用企業の拡大及び国際的な動向(のれんの動向等)の変化を踏まえ、「当面の方針」を引き続き継続すべきであるかについてどのように考えるか。
- このほか、IFRSの任意適用の拡大促進及び我が国としての意見発信の強化等に資する取り組みとして、「国際会計人材の育成」、「のれんの会計処理」、「概念フレームワークの開発」等についてどのように考えるか。
- 上記のほか、国際会計基準への対応のあり方について、検討すべき点はないか。